平成２３年（フ）第１４４号
和歌山県紀の川市桃山町段新田443番地
債務者　西村アート塗装こと　西村　惠一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８３７号
名古屋市瑞穂区洲山町１丁目54番地　エスポア新瑞303号
債務者　本多　利雄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０号
長崎県諫早市久山台92番地２
債務者　古賀多佳子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舛谷　保志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
山口県周南市日地町５番３号
債務者　近藤　清人
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋野　成正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５９８号
名古屋市天白区植田本町３丁目706番地の３　コーポパピリヨ203号
債務者　スナックエルニドこと　三上　瑞三
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　　友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１９号
名古屋市守山区新守町254番地
債務者　マルワ営繕こと　島田　和一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３号
大分県竹田市大字飛田川1732番地１
債務者　片岡　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１４７号
金沢市堅田町甲88番地、従前の住所金沢市松村３丁目515番地
債務者　山本　光洋
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　明士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４０号
大阪府門真市島頭３丁目14番13―303号
債務者　山下　昭一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４３号
新潟市北区嘉山2273番地１　コーポヨシダ602号、前住所新潟市北区高森新田1214番地
債務者　髙橋ミドリ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７７号
神戸市東灘区田中町３丁目18番15号ハレミマンション202号
債務者　八木美知子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４号
秋田県雄勝郡羽後町新町字鵜巣６番地
債務者　佐藤　暢秀
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１３９号
函館市陣川町86番地139
債務者　佐藤　　靖
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
岩手県一関市滝沢字苦木95番地18
債務者　鈴木　善幸
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３５号
岩手県一関市千厩町奥玉字上ノ山105番地２
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２５号
和歌山県田辺市神子浜２丁目５番16号
債務者　濱田　守生
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第８２号
群馬県館林市松沼町５番１号高根県営住宅Ａ―111
債務者　橋本　千恵
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０号
群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井797番地の７　長良町営住宅52―Ｂ２
債務者　髙西　昌広
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部